

危機管理マニュアル

吹田市立第三中学校

1、防犯予防組織

(1) 校長以下、防犯についての情報を共有し、一体化した指揮系統で予防活動を行う。

①緊急放送の確認（放送室の赤い緊急ボタンを押すと校内すべてに放送が入る）

②消火栓非常ベルの確認（消火栓の「強く押す」を押すと非常ベルが鳴る、止める時は1F校務員室「畳み部屋」にあるスイッチを切る）

③緊急放送・消火栓非常ベル作動の行動確認

(2) 日常点検

①校長・教頭

- ・夜間門扉の施錠
- ・通学路の点検
- ・校内巡視
- ・地域防犯組織の確立
- ・警察・消防署との連携
- ・PTA との意思疎通

②教職員

- ・教室及び特別教室と職員室の往来時に、不審者の注意
- ・廊下、教室施錠管理（通路・出入り口付近の整理）
- ・避難通路の確認
- ・生徒が不審者を発見したときの対応確認（近くの教職員に伝える）
- ・登下校時の安全確認

(3) 予防措置

- ・安全教育の実施
- ・防犯訓練・予防教室の計画実施
- ・防犯研修会の計画

2、緊急対策組織

(1) 第1発見者のとるべき措置

- ①防犯ベルを作動させる・消火栓のベルを鳴らす
- ②近くの教職員と協力して、付近の生徒を非難させる
- ③応援が来るまで侵入者との対応（自分の身が危険に陥らないように）

(2) 防犯ベル・消火栓ベル作動後の職員室の対応

- ①位置確認後できるだけ複数で現場に急行
- ②現場の状況を職員室へ知らせる
- ③状況が緊急を要する場合は緊急校内放送「緊急、緊急、運動場へ全員避難してください」
- ④状況を警察・消防署へ連絡
- ⑤教育委員会へ事態を報告
- ⑥状況により保護者に連絡

(3) 担任・授業者のとるべき措置

- ①担任及び授業者は生徒を迅速に非難させる
- ②非難後人員点呼、そろっていないければ発見する

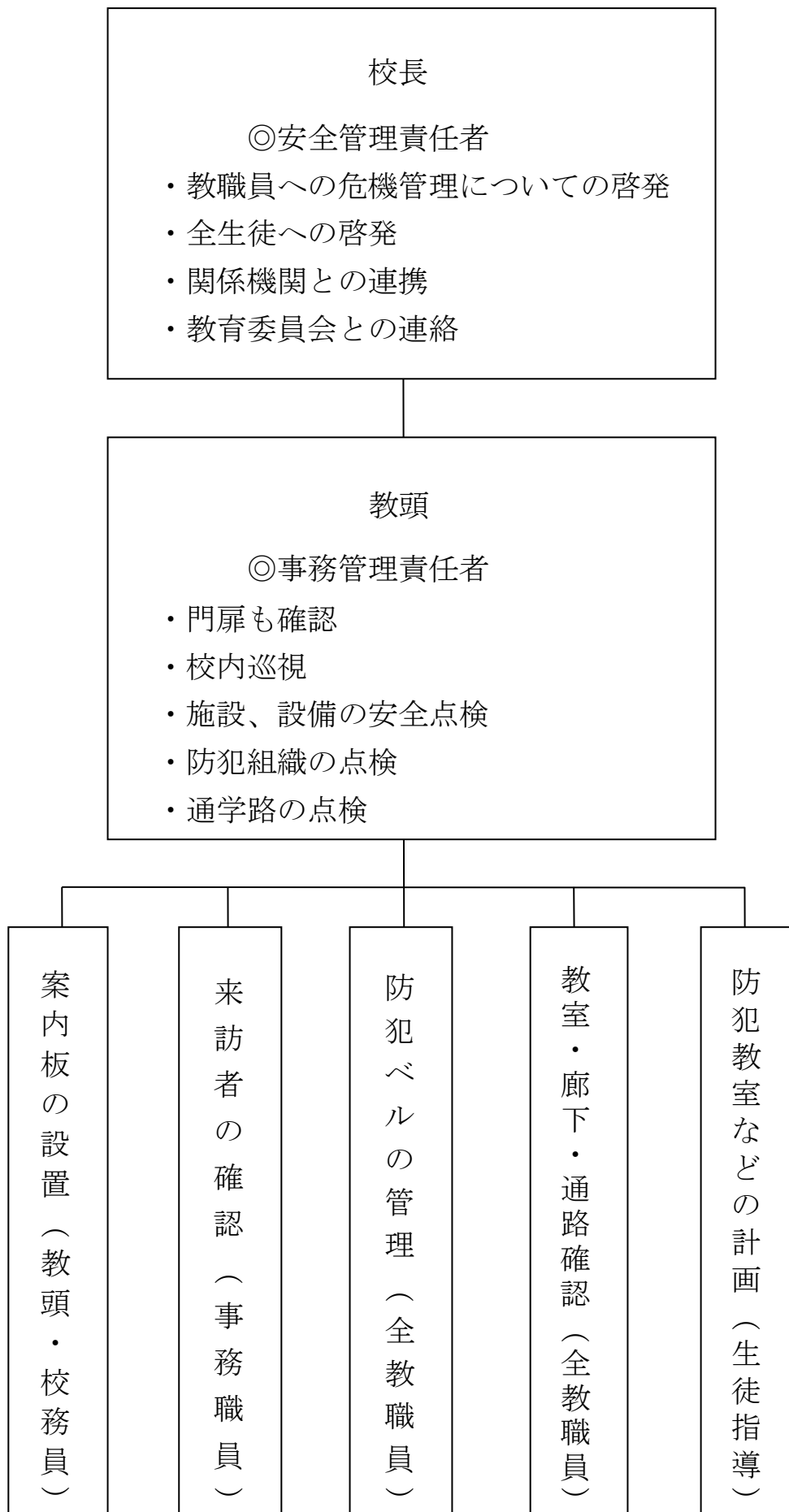
(4) 生徒の保護・救護の措置

- ①保健養護・侵入者対応教員以外の教職員は負傷者の対応措置と配慮を要する生徒の保護を行う
- ②駆けつけた、緊急隊員に的確に負傷者の情報を伝える

(5) 緊急事態終了後の措置

- ①役割に応じて記録する
- ②校長・教頭は整理し記録する
- ③校長・教頭は事態の推移を保護者に正確に伝える
- ④報道関係者には教育委員会と協議し、校長・教頭が対応する

防犯予防組織



防犯緊急対策組織

